



市 章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

<b>規則</b>	2
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（法務課）	2
<b>告示</b>	9
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	9
大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	10
公示送達（保険医療課）	10
住民票の削除（市民課）	11
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	11
住民票の削除（市民課）	12
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（法務課）	12
<b>公告</b>	15
公売公告（収納対策課）	15
高364号線1号橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	16
高109号線1号橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	20
曾大根1丁目通学路安全対策工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	24
令和6年度後期高齢者健康診査受診勧奨業務委託（再度）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	27
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	31
片塩中学校特別支援教室改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	31
令和6年度低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託（①塙青少年会館、②市場青少年会館）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	34
大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	37
<b>教育委員会</b>	40
令和6年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱（教育委員会）	40
大和高田市教育委員会11月定例委員会の招集（教育委員会）	42
<b>選挙管理委員会</b>	42
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	42
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	43
<b>農業委員会</b>	43
大和高田市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示（農業委員会）	43
大和高田市農業委員会12月定例委員会の招集（農業委員会）	43

公営企業	44
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	44
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	44
公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）	44
議会事務局	45
大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会事務局）	45

## 規則

### 規則第35号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和6年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第7号、様式第20号及び様式第29号中「□健康保険被保険者証」、「健康保険の被保険者証」及び「また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

（大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「被保険者証又は組合員証」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

（大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部改正）

第3条 大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則（平成20年規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

（大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則の廃止）

第4条 大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則（平成21年規則第19号）は、廃止する。

（大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部改正）

第5条 大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第17号中「

生年月日	保険証番号
------	-------

年　月　日
-------

」を

「

生年月日
------

年　月　日
-------

」に改める。

(大和高田市印鑑条例施行規則の一部改正)

第6条 大和高田市印鑑条例施行規則(昭和57年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

健康保険被保険者証
-----------

介護保険被保険者証
-----------

」を

「

介護保険被保険者証
-----------

」に改める。

様式第2号中「、健康保険証」を削る。

(大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正)

第7条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則(平成17年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「

TEL	保険証番号	
-----	-------	--

」を

「

続柄	、TEL
----	------

」に改める。

(大和高田市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第8条 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「いう。」は「、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中「前項の規定により請求書に添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、証明書の交付に必要な」に、「当該書類」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

様式第1号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第2号中「健康保険証等を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「健康保険証等」にこの証を添えて、「」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

## (大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部改正)

第9条 大和高田市養育医療の給付に関する規則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「被保険者証の」を「被保険者に係る」に改める。

様式第1号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第10号中「被保険者証の記号及び番号の変更」を「被保険者記号及び番号の変更」に、

「

## 添付書類

- 1 扶養義務者変更の場合は、変更後の扶養義務者の市町村民税額を確認できる書類
- 2 健康保険証の記載事項変更の場合は、新しい健康保険証の写し

」

を

「

## 備考

1 扶養義務者の変更の場合は、変更後の扶養義務者の市町村民税額を確認できる書類を添付してください。

2 保険者の名称の変更又は被保険者記号及び番号の変更の場合は、資格確認書の提示その他の方法により、変更後の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者に係る情報を証明する措置を行ってください。

」

に改める。

## (大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第10条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成8年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項第3号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる書類により」を「前項の規定による申請に際して、受給資格証の交付に必要な」に、「当該書類」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

様式第2号中「健康保険証を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「「健康保険証」にこの証を添えて、」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

様式第3号中「健康保険証を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「「健康保険証」にこの証を添えて、」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

## (大和高田市老人医療費助成条例施行規則の一部改正)

第11条 大和高田市老人医療費助成条例施行規則（平成8年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の

規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、「及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を削る。

第6条第1項中「間に」の次に「、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、「及び国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を削る。

（大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正）

第12条 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成28年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。」はの次に「、高齢者医療確保法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けた上で」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項の規定により申請書に添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、助成金の受給に係る資格の認定又は認定の更新に必要な」に、「当該書類の添付」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

（大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第13条 大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第40号の4）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第4号中「この証に医療保険の被保険者証及び」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証に」に改める。

様式第5号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に、「この証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者証」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証に障害福祉サービス受給者証」に改める。

様式第7号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第17号中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第19号及び様式第21号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第14条 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成8年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。」はの次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、「条例第2条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにできる書類及び心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳を、知的障害者にあっては療育手帳」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 条例第2条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにできる書類

(2) 次に掲げる心身障害者の区分に応じて、当該各号で定める書類

- ア 身体障害者 身体障害者手帳
- イ 知的障害者 療育手帳

様式第1号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第2号中「健康保険証を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「健康保険証」にこの証を添えて、」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

様式第3号中「健康保険証を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「健康保険証」にこの証を添えて、」を「資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

様式第7号中

「

- (ア) 被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
- (イ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
- (ウ) 上記について、医療機関等が市長に提出すること。

」を

「

- (ア) 資格確認書の提示その他の方法により、医療機関等が被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を行うこと。
- (イ) 福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
- (ウ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
- (エ) 上記について、医療機関等が市長に提出し、又は報告すること。

」に改める。

（大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第15条 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「いう。」はの次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「前項の規定により申請書に添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、証明書の交付に必要な」に、「当該書類の添付」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

様式第1号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「被保険者証、精神障害者医療費受給資格証及び当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴し、市長に提出する」を「医療機関等が資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を行うとともに、精神障害者医療費受給資格証及び当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを徴した上で、市長に提出し、又は報告する」に改める。

様式第2号中「健康保険証を使って受診した際の医療」を「国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付」に、「健康保険証」にこの証を添えて、」を「資格確認書の提示その他の方法

により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、この証を」に、「氏名、健康保険証」を「氏名、国民健康保険法又は社会保険各法に基づく医療給付を受ける資格」に改める。

（大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例施行規則の一部改正）

第16条 大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）条例施行規則（平成28年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。」は「、高齢者医療確保法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けた上で」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「前項の規定により申請書に添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、助成金の受給に係る資格の認定又は認定の更新に必要な」に、「当該書類」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

（大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第17条 大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第12条第2項中「者は」の次に「、法又は社会保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）を総称したものをいう。）の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第16条第1項中「申請しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条第2項を削る。

第17条を次のように改める。

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第17条 法第116条の2に規定する病院等に入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」と総称する。）中の被保険者の特例の適用を受けようとする者の属する世帯の世帯主は、施行規則第5条の2に掲げる事項を記載した国民健康保険法第116条の2該当届（様式第13号）に当該世帯の被保険者が入院等する病院等の発行する入院等していることを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

第18条を削る。

第19条中「様式第15号」を「様式第14号」に改め、同条を第18条とする。

様式第1号中「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第3号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第7号中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第10号中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第11号中「保険証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第12号中「国民健康保険法第116条 該 当 届」を「国民健康保険法第116条該当非該当届」に、「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「※ 備考 「学校」の欄

は、該当届の場合に記載すること。」を削る。

様式第13号中「国民健康保険特別被保険者証交付申請書」を「国民健康保険法第116条の2該当届」に、「被保険者証の記号・番号」を「被保険者記号・番号」に、

「

申 請 理 由			
住所を離れる期間	年 月 日	～	年 月 日
上記のとおり申請します。 大和高田市長 殿 世帯主 住 所 個人番号 氏 名			
年 月 日			
印			

」を

「

住所を離れる期間	年 月 日	～	年 月 日
年 月 日 世帯主 住 所 個人番号 氏 名			
印			
大和高田市長 宛			

」に

改める。

様式第14号を削る。

様式第15号中「第19条」を「第18条」に、「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改め、同様式を様式第14号とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、令和7年12月1日までの間）、なお従前の例による。

## 告 示

## 告示第112号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年11月8日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

## 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

## (1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年10月10日	1									
令和6年10月11日	1									
令和6年10月17日	1									
令和6年10月29日	2									
令和6年10月30日	2									

## (2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和6年10月2日	大和高田市有井145-4先路上	1	
令和6年10月15日	大和高田市市場111-23先路上	1	
令和6年10月28日	大和高田市田井21-6先路上	2	

## 3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

**5 引取時間**

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

**6 引取りのための必要事項**

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

**7 連絡先**

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第113号**

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月8日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（平成4年告示第13号の4）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に、「第1条」を「前条」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「要綱」を「告示」に改める。

第4条第2項中「680円」を「720円」に、「660円」を「700円」に改める。

第5条及び第12条中「要綱」を「告示」に改める。

**附 則****（施行期日）**

1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和6年11月11日から施行する。

**（経過措置）**

2 この告示による改正後の第4条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に利用のあった福祉タクシーに係る助成について適用し、同日前に利用のあった福祉タクシーに係る助成については、なお従前の例による。

**告示第114号**

令和6年度後期高齢者医療保険料第3期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年11月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和6年10月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第115号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年11月19日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月19日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

### 告示第116号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和6年11月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和7年2月1日  
4. 処分対象自転車等の移動年月日  
令和6年8月1日から令和6年8月31日までの間

### 告示第117号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年11月25日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

### 告示第118号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和6年11月29日

大和高田市長 堀内 大造

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正）

第1条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱（平成18年告示第139号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「、健康保険証」を削る。

（住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱の一部改正）

第2条 住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱（平成18年告示第140号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

（大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正）

第3条 大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成24年告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

健康保険被保険者証

介護保険被保険者証

」を

「

介護保険被保険者証

」に改める。

（大和高田市病児保育事業実施要綱の一部改正）

第4条 大和高田市病児保育事業実施要綱（平成26年告示第146号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

（大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正）

第5条 大和高田市子育て短期支援事業実施要綱（平成16年告示第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第4号中「・健康保険証のコピー」を削る。

（大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱の一部改正）

第6条 大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱（平成27年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「いう。」は「、高齢者医療確保法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けた上で」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「前項の規定により申請書に添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、助成金の受給に係る資格の認定又は認定の更新に必要な」に、「当該書類の添付」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

（大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱の一部改正）

第7条 大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成27年告示第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、社会保険各法の規定による被扶養者にあっては、助成金の交付の申請に際して、社会保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被扶養者であることの確認を受けなければならない。

第6条第1項第1号中「及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証の写し」を削り、同項第3号中「の写し」を削り、同条第2項中「前項の規定により添えなければならない書類により」を「前項の規定による申請に際して、助成金の交付に必要な」に、「当該書類」を「当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

様式第1号中「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に、

「

【注1】対象者が社保扶養の場合、次の（1）及び（2）を初回及び毎年8月に添付する。

- (1) 当該保険証の写し  
(2) 被保険者の源泉徴収票又は税務署が交付する納税証明書の写し等、所得額を証明する書類

」を

「

【注1】対象者が社保扶養の場合、次の（1）及び（2）の措置を初回及び毎年8月に行う。

- (1) 資格確認書の提示その他の方法による社保扶養者たる資格の証明  
(2) 被保険者の源泉徴収票又は税務署が交付する納税証明書の写し等、所得額を証明する書類の添付

」に改める。

（大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部改正）

第8条 大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱（令和3年告示第106号の2）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「国民健康保険被保険者証に添えて」を「国民健康保険法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けた上で、」に改める。

（大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱の一部改正）

第9条 大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱（平成4年告示第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「受診券及び国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けた上で、受診券」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「保険証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第3号中「保険証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「と国民健康保険被保険者証」を削る。

（大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱の一部改正）

第10条 大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱（令和2年告示第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

（大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部改正）

第11条 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱（平成12年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「7日前までに」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健保法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項第4号を削る。

（大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部改正）

第12条 大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱（平成13年告示第71号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証など顔写真のないものは2種」を「公的身分証明書2種目（顔写真がない場合に必要）」に改める。

（大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部改正）

第13条 大和高田市一般不妊治療費等助成金交付要綱（令和3年告示第45号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条第1項中「いう。」はの次に「、夫婦の両方について医療保険各法の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で」を加え、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第2号から第5号までの書類については、その証明すべき事実を、法令の規定及び本人の同意（大和高田市一般不妊治療費等助成金交付に係る同意書（様式第5号）によるものに限る。）により公簿等で確認できるときは、その添付」を「助成金の交付の申請に際して、その証明すべき事実を法令の規定により公簿等で確認できるときは、当該証明に係る手続の一部又は全部」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「健康保険証」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを確認できる書類」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

##### （経過措置）

2 この告示の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、令和7年12月1日までの間）、なお従前の例による。

### 公 告

#### 公告第104号

大和高田市長 堀内 大造

最高価申込者の決定等の公告	
大和高田市公告第94号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。 国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。	
売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他
30	※財産の詳細は、別紙のとおり
最高価申込価額	671,000円
最高価申込者の氏名又は名称	有限会社松阪総合サービス
最高価申込者の決定日	令和6年11月1日
売却決定日時	令和6年11月8日午前10時00分
売却決定場所	大和高田市役所収納対策課

#### 公売財産一覧表

売却区分番号	30
見積価額	300,000円
公売保証金	30,000円

公売財産の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録年月日：平成28年10月11日</li> <li>・初度登録年月：平成16年5月</li> <li>・車名：三菱</li> <li>・型式：KK-F E 7 1 E B D</li> <li>・車台番号：F E 7 1 E B - 5 0 5 7 7 8</li> <li>・自動車の種別：小型</li> <li>・用途：貨物</li> <li>・自家用事業用の別：自家用</li> <li>・車体の形状：ダンプ</li> <li>・総排気量：5.24L</li> <li>・燃料の種類：軽油</li> <li>・乗車定員：3人</li> <li>・車両重量：2,720kg</li> <li>・車両総重量：4,885kg</li> <li>・長さ：469cm</li> <li>・幅：169cm</li> <li>・高さ：195cm</li> <li>・前前軸重：1,580kg</li> <li>・後後軸重：1,140kg</li> <li>・オートマチック</li> <li>・ハンドル：右</li> <li>・走行距離：205,100km (R5.12.11時点)</li> </ul> <p>※今後、移動等で変動する場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証有効期限：令和6年12月10日</li> <li>・車体の色：黒（元色は青）</li> </ul>
---------	--

## 公告第105号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年11月5日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第35号
- (2) 工事名 高364号線1号橋橋梁補修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 磯野南町他 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 16,269,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 16,269,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 14,352,000円（税抜き）

## (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

## 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年11月20日（水）午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年11月22日（金）午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年11月11日（月）～ 令和6年11月25日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年11月26日（火）午前10時00分	大和高田市役所 契約監理課

\*上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとな

ります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

（1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

## (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

## (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

## (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第106号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年11月5日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高契第36号

(2) 工事名 高109号線1号橋橋梁補修工事

(3) 工事場所 大和高田市 内本町 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 8,505,000円（税抜き）

(7) 設計金額 8,505,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 7,502,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。

(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。

(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であること。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年11月20日（水）午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和6年11月22日（金）午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年11月11日（月）～ 令和6年11月25日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年11月26日（火）午前10時30分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

## 5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者とした入札
  - ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
  - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
  - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
  - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
  - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
  - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
  - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
  - オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以

内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- （4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- （5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

- （1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第107号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年11月6日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高契第34号

(2) 工事名 曽大根1丁目通学路安全対策工事

(3) 工事場所 大和高田市 曽大根1丁目 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 25,009,000円（税抜き）

(7) 設計金額 25,009,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 22,412,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。

(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。

(3) 経営事項審査の総合評定値が1,000点以上の者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2

5号) 第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月6日（水）～令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月6日（水）～令和6年11月26日（火）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年11月20日（水）午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年11月22日（金）午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年11月11日（月）～令和6年11月25日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年11月26日（火）午前9時30分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

### 5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
  - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
  - ウ 他人のICカードを使用した入札
  - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
  - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
  - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。  
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 入札公告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和6年度後期高齢者健康診査受診勧奨業務委託（再度）
2 契約期間	契約締結日から令和7年2月28日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】</li> </ul> <p>(2) 令和元年度以降において、元請けで官公庁発注の同種業務（各種健診受診勧奨に係る印刷業務含む。）の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>

5 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ ④ (1) の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し）</li> <li>④ ⑤ (2) の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し）</li> <li>⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑦ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</li> </ul> <p>※ ⑤～⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。</p> <p>※ ⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合、委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和6年11月18日（月）から令和6年11月28日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和6年12月3日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和6年12月5日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和6年12月10日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和6年12月11日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
14 契約保証金	免除します。
15 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第109号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第110号****入札公告**

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 工事番号 高契第37号
- (2) 工事名 片塩中学校特別支援教室改修工事
- (3) 工事場所 片塩中学校（大和高田市 中三倉堂2丁目 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,150,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,150,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,879,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

**2 競争入札に参加する者に必要な資格**

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2

5号) 第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月20日（水）～ 令和6年12月6日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年11月20日（水）～ 令和6年12月6日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年12月2日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年12月4日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年11月25日（月）～ 令和6年12月5日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年12月6日（金） 午前10時00分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

### 5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
  - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
  - ウ 他人のICカードを使用した入札
  - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
  - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
  - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。  
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和6年度低濃度P C B廃棄物収集運搬・処分業務委託 (①塙青少年会館、②市場青少年会館)
2 履行場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和7年3月14日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 低濃度P C B含有物に関して、以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の4第1項の規定に基づく収集運搬業の許可を受けた者で、同条第6項の規定に基づく処分業の許可又は法第15条の4の4の規定に基づく無害化処理の認定を受けている。</p> <p>イ 法第15条の4の4の規定に基づく無害化処理の認定（「収集又は運搬の有無」が「有」）を受けている。</p> <p>※ 上記アについて、記載の許可及び認定のうち、片方のみを有する者が、もう一方を有する者（ただし下記（2）から（5）までに該当する者は除く。）と業務提携を行うことで、要件を満たしているものとします。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p>

	<p>(2) 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）      (3) ③(1)を証する許可証又は認定証の写し      (4) 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）      (5) 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）      (6) 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）      (7) 業務提携書（業務提携を行う場合。指定様式）      ※ 業務提携を行う場合は、上記②～⑥について提携先の分も併せて提出してください。      ※ ④～⑥については、申請者（及び業務提携先）が大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。      ※ ⑥については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合、委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和6年11月20日（水）から令和6年12月3日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかつた場合の通知 参加資格を認めなかつた者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和6年12月9日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和6年12月11日（水）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	(1) 期限

	<p>令和6年12月16日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和6年12月17日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第112号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告

します。

令和6年11月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務委託
2 履行場所	大和高田市立小中学校・幼稚園
3 履行期限	令和7年3月21日（金）
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成31年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の同種業務の履行実績を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者（ほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者）でないこと。</p>

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 5の（3）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和6年11月22日（金）から令和6年12月5日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和6年12月10日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和6年12月12日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和6年12月17日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和6年12月18日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

### 教育委員会

#### 教育委員会訓令第4号

令和6年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年11月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和6年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校への外国人講師の派遣業務の委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に係る意見の申出に当たって、選定案の作成をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和6年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課参事
- (5) 学校教育課長補佐
- (6) 大和高田市立中学校及び小学校の校長のうち教育長が指名する者
- (7) 大和高田市立幼稚園の園長のうち教育長が指名する者

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

## (委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

## (この訓令の失効)

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

**教育委員会告示第19号**

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年11月28日（木）午後2時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和6年度大和高田市立学校外国人講師派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱（案）  
について

第2号 学校運営協議会委員の追加任命について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

**選挙管理委員会****選挙管理委員会告示第31号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和6年11月13日（水）午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 投票区等の見直しについて  
(8月14日に開催された定例選挙管理委員会からの継続審議議案)  
第3号 その他

### 選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時  
令和6年12月2日（月）午前9時00分

2 場所  
大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案  
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の定時登録について  
第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について  
第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について  
第5号 その他

### 農業委員会

### 農業委員会告示第11号

大和高田市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月8日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

大和高田市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示  
大和高田市農地台帳点検等実施規程（平成27年農業委員会告示第3号の2）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「・健康保険証」を削る。

#### 附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

### 農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年11月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時  
令和6年12月9日（月曜日）午後2時
- 2 場所  
大和高田市役所5階 会議室6
- 3 議案  
第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について  
第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について  
第4号 その他

**公営企業****上下水道事業告示第16号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

- |                          |                          |   |
|--------------------------|--------------------------|---|
| 1 事業者名<br>株式会社<br>小川設備工業 | 2 代表者名<br>代表取締役<br>小川 一輝 | 3 所在地<br>奈良県橿原市小綱町16-3<br>YAGIWE STOR AGE (E-南号室) |
|--------------------------|--------------------------|---|

**上下水道事業告示第17号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

- |                         |                          |                             |
|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 1 事業者名<br>株式会社<br>富水道設備 | 2 代表者名<br>代表取締役<br>仲川 礼子 | 3 所在地<br>奈良県葛城市笛堂<br>216番地4 |
|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|

**上下水道事業告示第18号**

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和6年11月6日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年11月6日

大和高田市長 堀内 大造

## 記

- 1 供用及び処理を開始する年月日  
令和6年11月20日
- 2 供用及び処理を開始する区域  
高田川第5処理分区 東中2丁目, 内本町  
高田川第6処理分区 中三倉堂2丁目, 甘田町, 三和町  
高田川第7処理分区 大谷
- 3 供用を開始する排水施設の区域  
大和高田市全図参照（1:10, 000）上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 終末処理場  
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

## 議会事務局

## 議会規程第1号

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月22日

大和高田市議會議長 植田 龍一

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「□健康保険被保険者証」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、令和7年12月1日までの間）、なお従前の例による。